財　務　省

（北陸財務局総務管理官）財務事務官　初岡　道大
兼ねて北陸財務局管財部長を命ずる
（北陸財務局管財部長）同　多田　桂四国財務局総務部部付を命ずる
願により本官を免ずる（以上五月三十一日）

皇室事項

信任状捧呈式

五月三十一日午後三時、宮中において、新任本邦駐在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国特命全権大使ギョルギ・フィリポフスキの信任状捧呈式を行われた。

五月三十一日午後三時三十分、宮中において、新任本邦駐在スリランカ国特命全権大使ワサンタ・クマール・ジャヤデーワ・カランナーゴダの信任状捧呈式を行われた。

御祝電

天皇陛下は、六月二日イタリア国の共和国創立記念日につき、同月一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

四国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年６月３日

四国地方整備局長　足立　敏之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	11号	高松市木太町字東浜4638番６から同市松島町二丁目７番９までの上下線

労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全国一般愛媛地方労働組合松山支部から、夏季一時金等の要求に関して、平成23年６月５日正午以降、同組合の組合員が従事する伊予商運株式会社の全職場（東京都、愛知県、大阪府、愛媛県及び福岡県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年６月３日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、夏季一時金等の要求に関して、平成23年６月６日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年６月３日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

茨城県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新潟県	長岡赤十字病院及び新潟県赤十字血液センター
長野県	長野県赤十字血液センター及び長野県松本赤十字血液センター
岐阜県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静岡県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター
三重県	山田赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、大阪府北大阪赤十字血液センター及び大阪府南大阪赤十字血液センター
兵庫県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県	徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛媛県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福岡県	福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター
長崎県	長崎県赤十字血液センター
宮崎県	宮崎県赤十字血液センター
沖縄県	沖縄県赤十字血液センター

国家試験

平成23年度マンション管理士試験実施公告

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第５条の規定に基づき、マンション管理士試験の実施について次のとおり公告する。

平成23年６月３日

国土交通大臣　大畠　章宏

１　試験期日及び時間　平成23年11月27日（日）午後１時～午後３時

２　試験地　札幌市、仙台市、東京都、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市及び那覇市並びにこれら周辺地域

３　試験実施機関　財団法人マンション管理センター　〒101―0003 東京都千代田区一ツ橋２―５―５　岩波書店一ツ橋ビル７階　03―3222―1611（試験案内専用電話）

・北海道支部　〒060―0001 札幌市中央区北一条西２－９　オーク札幌ビル４階　電話011―208―9116
・名古屋支部　〒460―0002 名古屋市中区丸の内２－２―15　東照ビル２階　電話052―219―0656
・大阪支部　〒541―0042 大阪市中央区今橋２－３―21　藤浪ビル３階　電話06―4706―7560
・福岡支部　〒802―0085 北九州市小倉北区吉野町13―１―106　電話093―932―7058

４　受験手数料　9,400円

５　受験案内書　平成23年８月１日（月）から、財団法人マンション管理センター（各支部を含む。）並びに都道府県及び政令指定都市において配布する。また、財団法人マンション管理センターのホームページ（http://www.mankan.org/）に掲載する受験案内書をダウンロードすることにより入手することもできる。

６　受験申込方法　受験手数料を財団法人マンション管理センターが指定する払込用紙を用い、郵便振替又は銀行振込により納付し、受験申込書類を平成23年９月１日（木）から平成23年９月30日（金）（当日消印有効）までの間に財団法人マンション管理センターへ郵送する。

７　出題に係る法令等　出題に係る法令等については、平成23年４月１日において施行されている法令等とする。

８　合格発表　平成24年１月中旬に合格者の氏名及び受験番号を官報で公告するとともに、財団法人マンション管理センターから各受験者へ合否通知書を送付するほか、財団法人マンション管理センターのホームページ（http://www.mankan.org/）において合格者の受験番号を掲載する。

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人樋口忠美の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成23年６月３日　千葉地方法務局

元当局所属公証人古川元晴の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

平成23年６月３日　東京法務局

税理士懲戒処分公告

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成23年５月27日から１年の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成23年６月３日　財務大臣　野田　佳彦